

令和3年第4回定例会 文書質問  
はたの 昭彦 議員

回 答 書

| 1 公契約条例と公契約等審議会答申について |   |
|-----------------------|---|
| <p>質問の要旨<br/>①</p>    | <p>(1) 区内本店事業者にのみ入札を限定することについては、平成18年10月26日の最高裁第1小法廷判決、平成26年7月10日の水戸地裁判決を根拠に認められないとしているが、入札業者の指名にあたって地元企業を優先することは、①工事現場への距離が近く、現場に関する知識を有していることから、契約の確実な履行が期待できる。②地元経済の活性化にも寄与することから、地元企業を優先することの合理性そのものを否定しているわけではない。足立区では、地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的に平成26年4月1日から公契約条例が施行されている。条例は自治体が制定する法であり、まさに公契約条例が地元企業を優先することの合理的理由を担保しているとは思わないか。</p>   |
| <p>回 答<br/>①</p>      | <p>公契約条例に定めるとおり、地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することは、ご指摘のとおり重要な要素と考えております。</p> <p>しかしながら、予定価格6,000万円以上の工事に関して区内支店事業者の入札参加を包括的に制限し区内本店事業者を優先するという現在のルールは、公契約条例をもってしても合理的に担保されているとは考えていません。その理由は次のとおりです。</p> <p>一つ目は、地元企業を優先する、いわゆる地域要件の設定にあたっては、地方自治法施行令第167条の5の2において「当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」に該当するか否かを、案件ごとに個別、具体的に判断する必要があるとされているからです。</p> <p>二つ目は、公契約条例は、地方自治法の規定に従って法令の範囲内で制定されているものであり、前述の施行令の趣旨に反する公契約条例の運用は認められるものではないと考えるからです。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：総務部 契約課)</p> |
| <p>質問の要旨<br/>②</p>    | <p>(2) 「公契約条例」は平成21年に千葉県野田市で初めて制定されたもので、平成18年の最高裁判決当時は「公契約条例」という考え方そのものが無かった。また、水戸地裁判決の対象自治体でも「公契約条</p>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>例」はない。そのような背景を考えると両判決とも、「公契約条例」という考え方を加味しての判決ではないと思うがどうか。</p>   |
| <p>回 答<br/>②</p>   | <p>当事者となっている裁判ではありませんので、判決が何を考慮したかはわかりませんが、いずれの判決でも、地方自治法等の公共工事に関する法令の趣旨は、機会均等、公正性、透明性、経済性（価格の有利性）を確保することにあるとしています。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：総務部 契約課）</p>                               |
| <p>質問の要旨<br/>③</p> | <p>（3）今回の答申には地元業者優先における「公契約条例」の評価の記述は全くない。「公契約条例」を前提として諮問したのか具体的に明らかにされたい。足立区の入札制度において「公契約条例」を加味した上で、公契約等審議会での審議が必要なのではないか。</p>  |
| <p>回 答<br/>③</p>   | <p>今回の答申にあたっては、諮問事項の中に「公契約条例を前提」との記載はありませんが、公契約等審議会は公契約条例に基づいて設置されているものですので、条例に定める各規定等を踏まえて、審議した結果であると認識しています。</p> <p>そのため、改めて審議を求める必要はないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">（担当所管：総務部 契約課）</p> |